

下田市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金 Q & A

Q 1 : 保護者は何をしなければならないのですか。

A 1 : 静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例では、「保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。」と規定されております（令和元年 10 月 1 日から施行）。

Q 2 : どのような保険がありますか。

A 2 : 保険の種類は大きく分けて

①人にかける保険

②自転車にかける保険

があり、人にかける保険については自転車保険という名称が付いているもののほか、自動車保険、火災保険、傷害保険の特約、学校 P T A が取り扱っている賠償責任保険等、様々な種類があります。

自転車にかける保険としては、自転車販売店で自転車の点検整備を受けた際に付ける T S マークに付帯する傷害保険と賠償責任保険があります。

Q 3 : どの保険に入っても補助金の交付対象となるのですか。

A 3 : 保険の内容が、自転車交通事故により相手方にケガなどをさせた場合にその損害を補償する保険であれば、自転車保険でも、自動車保険等の特約でも、学校 P T A で加入する保険でも、T S マークの付帯保険でも補助対象となります。

Q 4 : 中学生が 2 人（以上）いる場合はそれぞれ申請するのですか。

A 4 : 中学生が 2 人（以上）おられる場合は、申請書兼請求書（様式第 1 号）の「1 補償の対象となる生徒名」に連名で記載してください。

令和 6 年度から補助金の対象は世帯ではなく、生徒 1 人につき上限 1,000 円となるよう要綱を改正しました。

Q 5 : 既に参加している保険も補助対象となるのですか。

A 5 : P T A 保険や火災保険・自動車保険の特約等、保険期間が通年のもので、既に参加している保険も補助対象となります。年度途中で保険の更新がある場合は、特約についても必ず更新してください。

ただし、補助は 1 年につき、1 回限りとなります。

（例 1）保険期間 平成 29 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 ⇒ 申請可

（例 2）保険期間 令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日 ⇒ 申請できますが、必ず更新をしてください。更新：令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

例 1 の場合でも、お子様が中学 1 年もしくは中学 2 年の場合は、1 年に 1 回の申請とし、次年度も同じ保険内容で申請してください。

Q 6 : 補助金の申請期間はありますか。

A 6 : 申請は年度を通じて随時受け付けています。令和 7 年度分の補助金の受付は令和 8 年 3 月 31 日（火）までとなります。

Q 7 : 補助金の申請額は保険料を記載したら良いですか。

A 7 : 補助金額は中学生 1 人につき、補助対象経費又は 1,000 円のいずれか低い額となります。

(例 1) 中学生が 1 人の場合

① 保険料 1,500 円 ⇒ 申請・請求額 1,000 円

② 保険料 700 円 ⇒ 申請・請求額 700 円

(例 2) 中学生が 2 人の場合

① 保険対象が“家族”の保険料 10,000 円の保険に世帯で加入

⇒ 補助対象経費 10,000 円 ⇒ 申請・請求額 2,000 円

② 保険料 2,000 円の保険に 2 人がそれぞれ加入

⇒ 補助対象経費 4,000 円 ⇒ 申請・請求額 2,000 円

③ 保険料 600 円の保険に 2 人がそれぞれ加入

⇒ 補助対象経費 1,200 円 ⇒ 申請・請求額 1,200 円

考え方は、対象の中学生が 1 人でも複数でも同じになります。中学生 1 人につき 1,000 円を上限として、かかった保険料を申請してください。

Q 8 : 申請から補助金の交付まではどのくらいかかりますか。

A 8 : 申請していただいた翌月末に、申請書兼請求書に記載していただいた口座へ補助金を振り込みます。

流れとしましては、申請していただいた後、教育委員会にて内容を確認し、交付決定の通知書を保護者様へ送付します（学校は経由しません）。通知書に補助金交付時期について記載しますが、基本は申請していただいた翌月末に補助金の交付となります。

※この Q & A について、不明な点などございましたら、下田市教育委員会学校教育課(TEL : 23-3929)へお問い合わせください。